# 令和5年度カジノ管理委員会調達改善計画

令和5年3月31日カジノ管理委員会

本計画については、「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)、「調達改善の取組の強化について(調達改善の取組指針の策定)」 (平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ)において示された取組等を行うとともに、「令和4年度カジノ管理委員会調達改善計画の上半期自己評価結果」を踏まえ、以下のとおり策定する。

## 第1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

#### ア. 調達の現状分析

令和3年度における調達の契約種別の状況については表1のとおりであり、契約件数は36件、契約金額は1,877百万円である。そのうち、競争性のある契約は19件(全契約に占める割合53%)、契約金額1,380百万円であり、競争性のない随意契約は17件(全契約に占める割合47%)、契約金額497百万円となっている。

令和2年度の契約件数は、31件、契約金額は1,128百万円であり、そのうち、競争性のある契約が21件(全契約に占める割合68%)契約金額691百万円、競争性のない随意契約が10件(全契約に占める割合32%)契約金額436百万円であった。

表 1 ※1 令和 3 年度カジノ管理委員会における調達の契約種別 (単位:件、百万円)

契約	約方式	契約件数	割合	契約金額	割合	
	競争契約※2	13	36%	1, 278	68%	
	企画競争に よる随意契約	2	6%	48	3%	
競争性の ある契約	公募による 随意契約	4	11%	54	3%	
	不落・不調に よる随意契約	_	_	_	_	
	小計	19	53%	1, 380	74%	
競争性の	ない随意契約	17	47%	497	26%	
合計		36	100%	1, 877	100%	

- ※1 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある (表2、表3及び表4について同じ。)。
- ※2 競争契約とは、一般競争契約をいう(表2及び表4について同じ。)。

次に、令和3年度における調達の応札状況については表2のとおりであり、競争性のある契約に占める一者応札の割合は、契約件数で31%、契約金額で66%となっている。前年度との比較では、競争契約における契約件数に占める一者応札の割合は、改善傾向が認められるが、引き続き、一者応札となった要因を分析し、その結果を踏まえた仕様の見直しを行うなど、一者応札の解消を進めていく。

表2※ 令和3年度カジノ管理委員会における調達の状況 (単位:件、百万円)

	1者		2 者	<b></b> 以上	合計		
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
競争契約	4	838	9	440	13	1, 278	
割合	31%	66%	69%	34%	100%	100%	
企画競争に よる随意契約	-	-	2	48	2	48	
割合	_	_	100%	100%	100%	100%	
公募による 随意契約※2	4	54	-	-	4	54	
割合	100%	100%	_	-	100%	100%	

<sup>※</sup> 入札時の応札者数により記載している。

続いて、令和3年度における調達経費の内訳及び競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳については表3及び4のとおりであり、情報システムの占める割合が大きくなっている。一者応札の要因としては、他組織の同一業務を受託したこと等であり、契約監視委員会において、レベルの高いシステムを構築する場合は、可能な限り早めに入札を行うべきと提言されたことを踏まえ、適切な調達時期の検討を行う等、引き続き一者応札の解消に取組むこととしたい。

表3 令和3年度カジノ管理委員会における調達経費の内訳 (単位:件、百万円)

			本	省	地方支分部局等		府省庁全体	
			契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
	情報システム※1		12	1, 311	_	_	12	1, 311
		割合	33%	70%	_	_	33%	70%
	Ī	調査研究※2	4	93	_	_	4	93
物		割合	11%	5%	_	_	11%	5%
品	事務室関係※3	務室関係※3	4	416	I	I	4	416
役		割合	11%	22%	l	-	11%	22%
務		物品関係	2	3	I	I	2	3
等		割合	6%	0%	I	I	6%	0%
		役務関係	14	54	l	-	14	54
		割合	39%	3%	_	_	39%	3%
		合計	36	1, 877	_	_	36	1, 877

- ※1 「情報システム」は、予算科目(情報処理業務庁費)に該当するものを計上している(表4について同じ。)。
- ※2 「調査研究」は、実態調査、動向調査等の各種調査等に該当するものを計上している(表4について同じ。)。
- ※3 「事務室関係」は、事務室及び駐車場の借上費、清掃費、光熱費等を計上している。

表 4 令和 3 年度カジノ管理委員会における競争契約における一者応札に係る調達 経費の内訳 (単位:件、百万円)

			本省		地方支统	分部局等	府省庁全体	
			契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
	情	<b>青報システム</b>	3	830	_	_	3	830
		割合	75%	99%	_	_	75%	99%
物		調査研究	_	_	_	_	_	_
品		割合	I	I	_	I	I	
役		物品関係	I	I		I	I	
務		割合	I	I	_	I	I	_
等		役務関係	1	8		I	1	8
		割合	25%	1%			25%	1%
	•	合計	4	838	_	_	4	838

- イ. 重点的な取組 別紙1のとおり。
- ウ. 共通的な取組 別紙1のとおり。
- エ. その他の取組 別紙2のとおり。

# 第2 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期(4月~9月)終了後及び年度終了後、速やかに実施し、自己評価結果をホームページに公表する。

自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、進捗度、実施において明らかとなった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映する際のポイント等を盛り込み、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

### 第3 調達改善の推進体制

調達改善の推進に当たっては、「カジノ管理委員会調達改善推進チーム」を設置して取り組むこととする。

推進チームの体制は次のとおり。

統括責任者 事務局次長

副統括責任者総務企画部総務課長

メンバー 総務企画部総務課企画官

総務企画部総務課課長補佐

事 務 局 総務企画部総務課

推進チームは、必要に応じて会合を開催するものとし、事務局は、半期ごとに 進捗状況を推進チームへ報告する。

また、取組の推進に当たっては、外部有識者の意見を活用することとし、調達 改善計画の策定及び自己評価の実施の際に、カジノ管理委員会契約監視委員会の 各委員に意見を求めるものとする。

別紙1

重点的な取組、共通的な取組

	重点的な取組、共通的な取組 令和5年度の調達改善計画								
重点的	共通的	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の	難易度 取約		取組の目標		
な取組	な取組	収組の項目	共体的な取組内谷	選定理由	難易度	開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期	
0		適切な随意契約の締結	競争性のない随意契約によらざるを 得ない場合に、決裁への理由の明示 及び総務課による審査を行うことと し、必要に応じて契約方式の見直し を行う。 また、審査結果を他の案件に活用す る。	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合について、その理由等を審査することにより、適正な契約方式の適用を行うため。	В	R3	対象案件について、全件実施する。	R5年度末 まで	
			競争性のない随意契約によらざるを 得ない場合であっても、契約予定者 から提示された見積価格に見直しの 余地が無いかを確認し、適切な仕様 及び価格となるよう、仕様書の見直し や価格交渉の実施により、経済性を 確保する。	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合においても、仕様書の見直し等を実施することにより、適正な価格による調達を行うため。	А	R4	対象案件のうち、価格交渉の 余地があると考えられるもの について、全件実施する。	R5年度末 まで	
		調達改善に向けた審査・管理の充実	ー者応札となった案件及びその要因 についての一覧表を作成し、個別案 件の要因分析を行う。また、一覧表 の更なる活用を図る。		Α	R3	対象案件について、全件ヒア リングを実施し、一覧表の作 成及び要因分析を行い、改善 方法を検討する。また、一覧 表を組織内で共有することに より対応策の検討を図る。	R5年度末 まで	
	0		前回の入札において一者応札となっ た案件については、チェックリストに よる事前審査を行い、仕様書や公示 期間の見直し等により、競争性を確 保する。		Α	R4	対象案件について、全件実施する。	R5年度末 まで	
			予定価格の設定について、情報収集 を的確に実施した上で、過去の実績 に加え、変動する経済環境や価格動 向等を総合的に考慮し、不断の見直 しを行う。		Α	R5	現下の経済環境や価格の動 向等を把握に努め、インター ネット検索等を活用しつつ、 常に最新の実勢価格の反映 に努める。	R5年度末 まで	
	0	調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一連の調達手続において、原則、電子調達システムを利用する。		A+	R5	入札公告、調達仕様書等の 調達情報については、調達 ボータルを活用して電子的に 公開し、原則電子入札の可能と する。また、紙での入札や契 約締結を希望する事業者に 対しては、申出書を提出させ 理由の確認を行う。	R6年度末 まで	

# その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
調達事務の効率化 ・年間複数回の調達を実施している案件を抽出し、年間契約への移行を検討する。	新規
少額随意契約の改善 ・少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件については電子調達システムを活用したオープンカウンタ方式を実施し、公平性・透明性の確保を図る。	継続
契約の事後検証の実施 ・各調達案件について、契約監視委員会の外部有識者による競争性、公正性等の事後検証を実施する。	継続
人材育成  ・会計担当職員の異動者を中心に、財務省が主催する研修などに積極的に参加させる。 また、会計担当以外の職員についても、調達事務に必要な知識や能力の向上を図るため、基本的な考え方を周知する。	継続
国庫債務負担行為の活用 ・複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続